令和５年度黒石市新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、診療所による新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下「個別接種」という。）の促進を図るため、令和５年度（令和４年度からの繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱（令和５年４月２８日付け厚生労働省発健０４２８第４号厚生労働事務次官通知別紙）及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和５年４月２８日付け健発０４２８第７号厚生労働省健康局長通知別紙、令和５年８月１５日付健発０８１５第１４号厚生労働省健康局長通知）に基づき、個別接種を行った診療所に対し、予算の範囲内において黒石市新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和６０年黒石市規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 診療所　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所を

いう。

(2) 時間外　診療所の標榜する診療時間以外の時間をいう。

(3) 夜間　診療所の診療時間にかかわらず、午後６時以降の時間をいう。

(4) 休日　診療所の診療日にかかわらず、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律

（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日のほか、１月２日及び３日並びに

１２月２９日、３０日及び３１日をいう。

(5) 週　月曜日から当該月曜日以後最初に到来する日曜日（ただし、第５条に規定する交

付対象期間の末日が属する週については、同日とする。）までの期間をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす診療所とする。

(1) 市内に所在すること。

(2) 第５条の各期間において、週１００回以上の個別接種を４回以上行っていること。

(3) 週１００回以上の個別接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも１日は時間外、夜間又は休日に個別接種を行う体制を整えていること。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条の規定による週１００回以上の個別接種を行った週における接種回数の合計に２，０００円を乗じて得た額とする。

（交付対象期間）

第５条　補助金の交付の対象となる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 第１期　令和５年５月１日から同年７月２日まで

(2) 第２期　令和５年７月３日から同年９月３日まで

(3) 第３期　令和５年９月４日から同年１１月５日まで

(4) 第４期　令和５年１１月６日から同年１２月３１日まで

　(5) 第５期　令和６年１月１日から同年３月３日まで

（補助金の交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和５年度黒石市新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新型コロナウイルスワクチン個別接種の実績報告内訳書（様式第２号）

(2) 通帳の写し等補助金の振込先の口座情報が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、次の各号に掲げる交付対象期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに行うものとする。

　(1) 第１期及び第２期　令和５年１２月２８日

　(2) 第３期及び第４期　令和６年２月２９日

　(3) 第５期　令和６年３月１５日

（実績報告）

第７条　前条第１項の規定により、申請書兼請求書及び同項に掲げる書類の提出があった場合は、規則第１２条の規定による実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付決定及び額の確定等）

第８条　市長は、第６条第１項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、令和５年度黒石市新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第３号）により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、令和５年度黒石市新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第９条　前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の対象となる個別接種に係る帳簿、予診票、接種費用の請求に係る書類等の申請の根拠となる書類を整備し、これらを令和６年４月１日から起算して５年間保管しなければならない。

（変更等の申請）

第１０条　交付決定者は、補助金の交付の決定及び額の確定を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、令和５年度黒石市新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第１１条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、交付決定の通知を受けた日から起算して７日を経過した日とする。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、第８条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 交付決定者が法令に違反する行為を行ったとき。

(3) 申請等の内容に虚偽があったとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。

附　則

この告示は、公示の日から施行し、令和５年５月１日から適用する。